



# キタケイ・レポート

地域に根ざした住まいづくり・地域住宅産業を支援します。

## 特集 1 集成材の日本農林規格の改正 国産材の活用も視野に入れて

製材の日本農林規格の改正が行われることになっていますが、同様に集成材についても改正が行われることになっていきます。今回この改正内容についてみてみます。

### 1 改正のスケジュール・・・本年秋には法制化予定

農林水産省から本年6月に改正案が示され、この案に対するパブリックヒアリングが行われました。意見は7月初旬に締め切られ、これを基に改正案がまとめられ、海外の関係機関との調整を行った上で、告示される予定ですので、本年の秋口には改正が行われる予定です。

### 2 改正案の内容の概要

#### (1) 集成材の日本農林規格等の統合

現在集成材に関する規格にはつぎのような二つの規格があります。

「構造用集成材の日本農林規格」(平成8年1月29日農林水産省告示第111号)

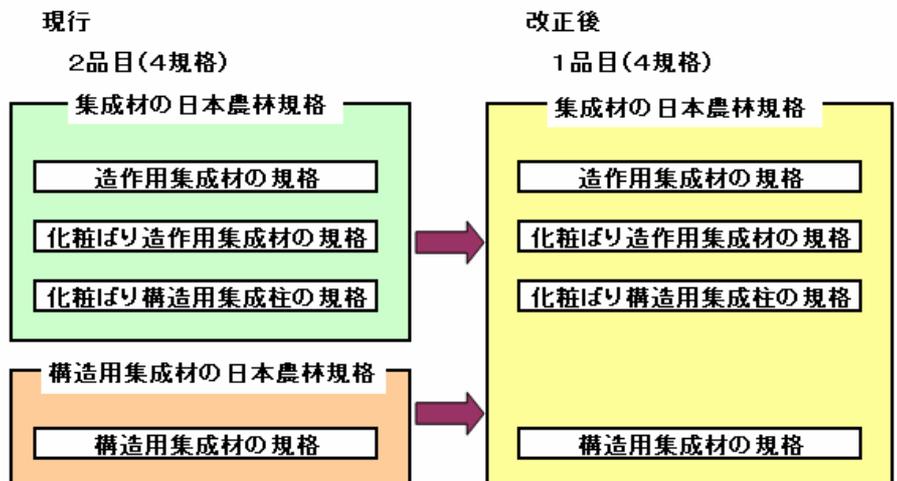
「集成材の日本農林規格」(昭和49年7月8日農林水産省告示第601号)

今回この「構造用集成材の日本農林規格」を廃止の上「集成材の日本農林規格」に統合して、現行の2品目・4規格の規定を統合して、1品目・4規格にすることで規格の一本化を図ることになりました。

統合する理由は、規格は現在別々になっていますが、いずれの規格の製品も工場ではほぼ同一の条件で製造され、各品目間及び規格間で共通部分が多いことおよび国際規格との整合性をもたせるためです。

一本化した「集成材の日本農林規格」の中で、以下に述べられるような内容が規定されます。

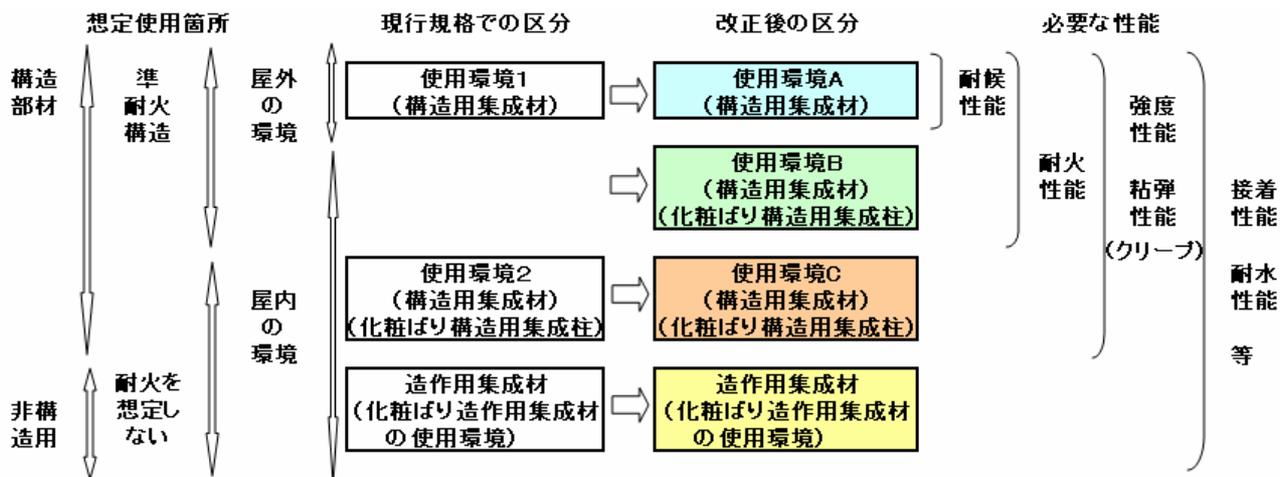
#### 集成材の日本農林規格の改正



#### (2) 構造用集成材の使用環境区分の変更および使用可能な接着剤の基準の変更

業界からの要望により下記表のとおり、現在ある使用環境1と使用環境2の中間の区分として「屋内の準

耐火性能を持つ構造耐力部分」として使用可能な性能区分を追加しました。これにより、構造用集成材の使用環境区分は「使用環境A」、「使用環境B」、「使用環境C」の三区分となります。使用環境区分を三つに分類したことによって、新しい使用環境に合わせて使用できる接着剤の基準が変更されました。



### (3) 構造用集成材のラミナの品質及び構成等の拡大

業界からの多くの要望があり、曲げヤング係数のラミナ等級L40及びL30の規格を追加し、併せてその等級ラミナを使用した構成を規格に追加しました。これにより、今まであまり使用されていなかったスギなど国産材のラミナが使用できることとなり、国産材の販路拡大につながるものと期待が持たれています。

#### 新規のラミナ構成図

##### ■ 対称異等級構成集成材

強度等級	E65-F220	E55-F200
最外層	L-80	L-70
外層	L-70	L-60
中間層	L-60	L-50
内層	L-40	L-30
中間層	L-60	L-50
外層	L-70	L-60
最外層	L-80	L-70

##### ■ 特定対称異等級構成集成材

強度等級	ME120-F330	ME105-F300	ME95-F270	ME85-F255
最外層	L160	L140	L125	L110
外層	L160	L140	L125	L110
中間層	L110	L100	L90	L80
内層	L30	L30	L30	L30
中間層	L110	L100	L90	L80
外層	L160	L140	L125	L110
最外層	L160	L140	L125	L110

##### ■ 非対称異等級構成集成材

強度等級	E60-F205	E50-F170
圧縮側の最外層	L60	L50
圧縮側の外層	L60	L50
圧縮側の中間層	L50	L40
内層	L40	L30
内層	L40	L30
引張り側の中間層	L60	L50
引張り側の外層	L70	L60
引張り側の最外層	L80	L70

##### ■ 同一等級構成集成材

積層数4層以上	積層数3層以上	積層数2層以上
E55-F225	E55-F225	E55-F200
L60	L60	L60

### (4) 構造用集成材のラミナに使用する樹種の追加

業界の要望もあり、曲げ強度試験及び接着の程度を評価するブロックせん断試験の結果が確認されたことから「ジャックパイン」を強度性能区分「E」、ブロックせん断樹種区分「5」、「ホワイトサイプレスパイン」を強度性能区分「F」、ブロックせん断樹種区分「3」に追加されます。又、現行の樹種群及び樹種区分における「(これと同等の強度を有する樹種を含む)」という表現を廃止して、該当する樹種を明確に規定することになりました。

### (5) 構造用集成材のラミナの厚さの変更

使用できるラミナの厚さの制限（現在 5 cm）を緩和して、6 cm以下のものまで認められました。但し、実大強度試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算等で強度が確認された集成材のみに使用できるものとするという制限がつけられています。

### （6）幅はぎ未評価ラミナの追加

「幅はぎ未評価ラミナ」とは次のようなものをいいますが、各種の実験、研究から、集成材での使用箇所を限定すれば、必要な強度性能が担保できるとの確証が得られたことから、大断面集成材の内層及び中間層のみに使用を認められることになりました。但し、使用は一つのラミナに一箇所とし、隣接する場合はラミナ厚さ以上離し、はぎ目の隙間は 6 mm以内であることが条件となっています。

台形ひき板を幅方向に用いたことなどにより、せん断力が評価できなくなったラミナ  
使用環境 A から C に対応しない接着剤で幅方向に接着したラミナ  
幅方向に接着剤を使用せずに合わせたラミナ

### （7）MSRラミナの両端部の評価基準の追加

MSRラミナの両端部の品質の基準について、材の強度を適正に評価するために、測定された部分の材面にある節の相当径比の基準が設けられました。相当径比 = (節を木口面に投影した時の面積) / 木口面の面積

### （8）塗装の追加

新たに塗装についての基準を規定し、規格の対象としました。表示の際には、塗料が非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨表示することが必要になりました。

### （9）二次接着の定義を規定し、二次接着を評価する方法の追加

今まで不明確であった二次接着の定義を明確に規定しました。又、造作用集成材の長さ方向の二次接着についての評価の方法を新たに追加規定しました。

## 特集 2 省エネルギー対策を進めよう！

### 住宅の省エネルギーを考える（24）

#### 「省エネルギーと住宅性能表示制度」

住宅の省エネルギーを考えるに当たっては、住宅の構造躯体ならびに開口部の断熱化と気密化あるいはエネルギーを消費する住宅機器類について考える必要があることをみてきました。平成 12 年から国土交通省が導入した住宅性能表示制度では、住宅機器類については、日々性能の改良が行われていることから評価の対象からはずして、躯体および開口部についての断熱化と気密化ならびに換気を重要視しています。省エネの必要要素になっており、お互いに欠けてはならない要

